c　第二号の四様式による有価証券届出書の提出日後最初に到来する事業年度末から２事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては、４事業年度）を経過していない場合には、提出会社の最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては、10事業年度。以下cにおいて同じ。）（会社設立後５事業年度を経過していない場合には、会社設立後最初の事業年度から最近事業年度まで）に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、最近５事業年度に係る主要な経営指標等の推移のうち、bに規定する最も古い連結会計年度と同一の事業年度前に係るものについては、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載することができる。なお、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載する場合には、その旨を欄外に注記すること。

第四号様式第１部第１の１中「推移」の次に「(1)」を加え、同様式第１部第４の１(7)中「(1)」を「(2)」に改め、同様式第１部第５の１(1)①中「連結貸借対照表」の次に「(3)」を加え、同様式第１部第５の１(1)②中「及び包括利益計算書」の次に「(4)」を加え、同様式第１部第５の１(1)③中「連結株主資本等変動計算書」の次に「(5)」を加え、同様式第１部第５の１(1)④中「連結キャッシュ・フロー計算書」の次に「(6)」を加え、同様式第１部第５の２(1)①中「貸借対照表」の次に「(7)」を加え、同様式第１部第５の２(1)②中「損益計算書」の次に「(8)」を加え、同様式第１部第５の２(1)③中「株主資本等変動計算書」の次に「(9)」を加え、同様式第１部第５の２(1)④中「キャッシュ・フロー計算書」の次に「(10)」を加え、同様式第１部第７中「(2)」を「(11)」に改め、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第三号様式に準じて記載すること。

(1)　第二号の四様式記載上の注意(11)に準じて記載すること。

(2)　「第４　提出会社の状況」の「１　株式等の状況」の「(7)　議決権の状況」については、当事業年度末現在及び有価証券報告書提出日の最近日現在について記載すること。

(3)　第二号の四様式記載上の注意(12)に準じて記載すること。

(4)　第二号の四様式記載上の注意(13)に準じて記載すること。

(5)　第二号の四様式記載上の注意(14)に準じて記載すること。

(6)　第二号の四様式記載上の注意(15)に準じて記載すること。

(7)　第二号の四様式記載上の注意(17)に準じて記載すること。

(8)　第二号の四様式記載上の注意(18)に準じて記載すること。

(9)　第二号の四様式記載上の注意(19)に準じて記載すること。

(10)　第二号の四様式記載上の注意(20)に準じて記載すること。

(11)　「第７　株式公開情報」については、第二号の四様式第四部に準じて記載すること。

第四号の三様式記載上の注意(5)a(c)及びdを次のように改める。

(c)　親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額

(d)　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額

第四号の三様式記載上の注意(5)a㈣中「による」を「により掲記される」に、「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改め、同記載上の注意(5)b㈡中「による」を「により掲記される」に改める。

第五号様式記載上の注意(5)a(c)及びdを次のように改める。

(c)　親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額

(d)　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額

第五号様式記載上の注意(5)a㈣中「による」を「により掲記される」に、「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改め、同記載上の注意(5)b㈡中「いう。ただし、」を「いう。）(」に改め、同記載上の注意(5)b㈢中「による」を「により掲記される」に改める。

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の１部改正）

第二条　財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）の１部を次のように改正する。

第四条第１項第１号ハ及び第三号ハ中「すべて」を「全て」に改め、同条第二十項中「第十八項」を「第十九項」に、「第五項第１号及び第二号」を「第六項第１号及び第二号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第五項第１号及び第二号」を「第十六項各号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第六項第１号及び第二号」を「第十一項第１号及び第二号」に、「第十一項第１号及び第二号」を「第六項第１号及び第二号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「(連結財務諸表規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この項及び第二十項において同じ。)」を削り、「第五項第１号及び第二号」を「第六項第１号及び第二号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条中第十七項を第十八項とし、第十六項を第十七項とし、同条第十五項第１号中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第十六項とし、同条中第六項から第十四項までを１項ずつ繰り下げ、同条第五項第１号及び第二号中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項第１号イ」を「第１項第１号イ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　法第五条第１項又は第二十四条第１項若しくは第三項の規定により有価証券の発行者が初めて提出する届出書又は有価証券報告書に含まれる指定国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この条において同じ。）に準拠して作成した連結財務諸表又は米国式連結財務諸表（連結財務諸表規則第九十五条に規定する米国式連結財務諸表をいう。）の監査を実施した公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書に、比較情報（連結財務諸表規則第八条の三に規定する比較情報に相当するものをいう。）に関する事項を記載する場合には、前項第１号に定める事項に、当該連結財務諸表又は米国式連結財務諸表に係る連結会計年度の前連結会計年度に関する事項を含めて記載するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「新開示府令」という。）第十九条第二項第十九号の規定は、最近五連結会計年度に係る連結財務諸表のうち、平成二十七年四月一日以後に開始する連結会計年度に係るものについて適用し、同日前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表については、なお従前の例による。

２　新開示府令第二号様式記載上の注意㉕a(c)、j及びk並びに㊻c(c)及びfの規定は、有価証券届出書（新開示府令第一条第十四号に規定する有価証券届出書をいう。以下この項及び次項において同じ。）に記載すべき最近連結会計年度の連結財務諸表が平成二十七年四月一日以後に開始する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

３　有価証券届出書に記載すべき最近連結会計年度の連結財務諸表が平成二十七年四月一日前に開始する連結会計年度に係るものである場合における新開示府令第二号の四様式記載上の注意⑪a(c)、j及びk並びに⑯c(c)及びf(f)の規定の適用については、同記載上の注意⑪a(c)、及び⑯c(f)中「親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額」とあるのは「当期純利益金額又は当期純損失金額」と、同記載上の注意㉕a(j)及びk中「非支配株主持分」とあるのは「少数株主持分」と、同記載上の注意㊻c(c)中「親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は四半期純損失金額」とあるのは「四半期純利益金額又は四半期純損失金額」とする。

４　新開示府令第二号様式記載上の注意㉕a(c)、j及びk並びに㊻c(c)及びf(f)（新開示府令第三号様式（新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）において準じて記載することとされている場合に限る。）の規定は、有価証券報告書（新開示府令第一条第十八号に規定する有価証券報告書をいう。以下この項において同じ。）に記載すべき最近連結会計年度の連結財務諸表が平成二十七年四月一日以後に開始するものについて適用し、同日前に開始する連結会計年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。